サクっと小技　雨でびっしょり濡れた靴は、お菓子などに同梱されている乾燥剤やシリカゲルを5袋ほど入れて一晩置くと、ほぼ乾くそうです。日頃から溜めておかなくちゃ…

Aoiro-Igiro/Odawara-AOIRO Taxpayers Organization.

税の基礎知識

税制改正特集
配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

1　改正の概要

納税者本人が受ける「配偶者特別控除」が、大きく拡大しました。

また、納税者本人の年収によって、受けられる配偶者控除及び配偶者特別控除の金額が変わるようになりました。

2　改正の時期

平成30年分以後の所得税について適用されます（住民税は平成31年度分より適用です）。

いわゆる「103万の壁」による働き方が、今年から影響を受けることになります。

3　改正の内容

（1）　配偶者控除

合計所得金額が1,000万円を超える納税者については、配偶者控除の適用はできないこととなりました。

適用条件「配偶者の合計所得金額38万円（給与収入103万円）」は変更しなっていません。

納税者本人の合計所得金額に応じた控除の額は右表の通りとなります。

（2）　配偶者特別控除

配偶者特別控除額38万円（満額）の適用条件が、「配偶者の合計所得金額38万円（給与収入103万円）以下」から、「配偶者の合計所得金額85万円（給与収入150万円）以下」に拡大されました。

配偶者の合計所得金額85万円（給与収入150万円）超の場合、合計所得金額123万円（給与収入201万円）まで段階的に控除額が減ります。

配偶者控除と同じく、納税者には3段階に分けられた所得制限があります。

なお、現行制度と同様に、合計所得金額が1,000万円を超える納税者については、配偶者特別控除の適用はできません。

納税者本人の合計所得金額

納税者本人の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	38万円	48万円
900万円超 950万円以下	26万円	32万円
950万円超 1,000万円以下	13万円	16万円

配偶者及び納税者本人の合計所得金額に応じた控除の額

配偶者の合計所得金額	合計所得金額900万円以下 控除額（配偶者特別控除額を除く1,120万円以下の控除額）	合計所得金額950万円超950万円以下 控除額（配偶者特別控除額を除く1,170万円以下の控除額）	合計所得金額950万円超1,000万円以下 控除額（配偶者特別控除額を除く1,220万円以下の控除額）
38万円超　85万円以下	38万円	26万円	13万円
85万円超　90万円以下	36万円	24万円	12万円
90万円超　95万円以下	31万円	21万円	11万円
95万円超　100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超　105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超　110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超　115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超　120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超　123万円以下	3万円	2万円	1万円
123万円超	0円	0円	0円

4　社会保険との関係

150万円までパートで稼いだ場合、いわゆる「106万円の壁」、「130万円の壁」を超えることとなりますので、納税者本人とは別に配偶者が社会保険（厚生年金・健康保険）への加入又は国民健康保険・国民年金への加入が必要になります。

5　改正の影響

配偶者特別控除を満額で受けられる範囲が配偶者の給与収入150万円（合計所得金額85万円）までに拡大しました。

モデルケース1：会社員の妻の場合

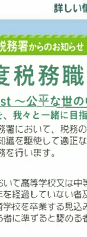

いわゆる「106万円の壁」「130万円の壁」はなくなりました。

配偶者特別控除の枠が拡大したからといって、会社員の妻が収入を増やしても、妻が負担する社会保険料の増加により、手取り金額はそれほど増えません。場合によっては、減少することもあります。社会保険料の負担や家族手当の支給条件を夫の勤務先に確認した上で検討が必要です。

モデルケース2：個人事業主の妻の場合

夫が個人事業主の場合、妻も社会保険料を自ら納付しなくてはいけませんので、「106万円の壁」、「130万円の壁」は存在しません。

給与収入約100万円超により住民税、給与収入103万円超により所得税が発生しますが、給与収入103万円以内の働き方を、給与収入150万円以内へと拡大することで、世帯の手取り増加を図ることができます。

※青色事業専従者又は白色申告の事業専従者は、控除対象配偶者、または控除対象扶養親族にはなりません。

詳しい情報は、税務署等にお問い合わせください。

平成30年度・労働保険(労災保険・雇用保険)の確定・概算申告と保険料等の納付は お早めに。

労働保険のお知らせ

申告・納付期間は

6月1日(金)～7月10日(火)です。

労災保険と併せて石綿健康被害救済のための一般拠出金も申告・納付となります。

お問い合わせは　神奈川県労働局　総務部　労働保険徴収課　適用第1係・第2係・第3係　電話045-650-2803

税のカレンダー

納期限を守りましょう！　口座振替を利用しましょう！

○国民健康保険料（税）の納期限

【第1期分】小田原市・南足柄市・開成町・箱根町・湯河原町……7月2日(月)
【第2期分】中井町・松田町……7月2日(月)
【第3期分】真鶴町……7月2日(月)

○介護保険料の納期限

【6月分】小田原市……7月2日(月)
【第1期分】南足柄市・開成町・箱根町・湯河原町……7月2日(月)
【第3期分】真鶴町……7月2日(月)

○市県民税・町県民税の納期限

【第1期分】小田原市・南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町……7月2日(月)

※所得税の予定納税額の通知期限……6月15日(金)

県税事務所からのお知らせ

～事業主の皆様へ～

個人住民税の特別徴収について

従業員の方の個人住民税（市町村民税と県民税）は、事業主の方が毎月の給料のお支払いの際に、所得税と同じように給料から差し引いて徴収（特別徴収）し、市町村へ納付していただくことになっています。

なお、一昨年度からは、要件に該当する全ての事業者を特別徴収義務者として指定させていただきましたので、ご理解を賜りますようお願いします。

税額計算や年末調整は不要です

所得税の源泉徴収と異なり、給料から差し引く額は従業員の方から住民税の市町村から通知されます。したがって、所得税のような税額計算や年末調整は必要ありません。

従業員の方の負担が少なくてすみます

この制度は、従業員の方が金融機関等へ納税のために出向く手間を省くことができます。また、普通徴収（従業員の方がご自分で納付する方法）の納期が年4回であるのに対し、特別徴収は年12回に分割されますので、1回当たりの負担が少なくてすみます。

手続きの詳細については

従業員の方から住民税の市町村の住民税（特別徴収）担当課までお問い合わせください。

ご予約はお早めに。

会員限定 無料相談　要ご予約

予約 24-2612

年護士の **法律** 相談会
10時～12時
6月15日(金)
7月3日(火)
7月20日(金)

年護士の **相続** 相談会
10時～12時
6月20日(水)
7月18日(水)
8月15日(水)

社労士の **年金・社会保険** 相談会
10時～12時
7月10日(火)
8月14日(火)
9月11日(火)

不動産コンサルタントの **不動産** 相談会
10時～12時
6月28日(木)
7月26日(木)
8月23日(木)

税理士の **税** 相談会
14時～16時
6月21日(木)
7月19日(木)
9月20日(木)

日本政策金融公庫の **融資** 相談会
10時～12時
8月1日(水)
10月3日(水)
※お急ぎの場合はご相談ください。

経営コンサルタントの **経営** 相談会
日時応談
予約 24-2614

会場：納税者センター・青色会館

ご注意　同一内容のご相談は重複してできませんのでご了承ください。

小田原税務署からのお知らせ

平成30年度税務職員募集

Pride of the Specialist ～公平な世の中を創る、志～

適正・公平な課税の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

税務職員とは、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

◇受験資格
1　平成30年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び平成31年3月末までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
2　人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者

◇申込手続
1　応募
インターネット申込み
人事院ホームページ上の申込専用アドレスをご利用ください。
http://www.jinji-saiyo.go.jp/kosei.html
2　受付期間
平成30年6月1日(月)9時～平成30年6月27日(水)【受信有効】
3　受験案内交付期間
平成30年5月8日(火)～平成30年6月27日(水)
9時～17時（土・日曜日及び祝日を除く。）
4　受験案内交付場所
関東国税局又は最寄りの税務署もしくは人事院各地方事務局（所）
（注）人事院ホームページからもダウンロードすることができます。
http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html

◇試験日
第一次試験　平成30年9月2日(日)
第二次試験　平成30年10月10日(水)～平成30年10月19日(金)のうち指定された日時

（注）詳細については、お気軽に小田原税務署採務課までお尋ねください。
（℡　0465－35－4511（代表）　内線2033）
※お電話の際は、音声ガイダンスに沿って、「2」を選択してください。

今年もクールビズを実施！

期間 5月1日～10月31日

皆さまのご理解とご協力をお願い致します。

COOLBIZ

記帳支援事業（公益目的事業）

記帳処理サービス

経理は、不安のある人へ

とってもお得　ぱっちり節税

point 1　青色申告特別控除65万円が適用されると、所得税、住民税、国民健康保険料の負担が少なくなります！

point 2　手書きとパソコン二つの伝票作成方法が選べます！

point 3　毎月の伝票起票から決算申告まで、専属の担当者が付いた完全予約制。だから、安心・便利です。

※サービスは、専属の担当者が付き、節税効果の高い青色申告特別控除65万円が適用されるシステムです。会計の負担を軽減しながら、自社化をサポートしますので、是非ご検討ください。

お問い合わせ　TEL 0465-24-2614（事業課）
税理士開与の方は税理士にご相談ください

編集長後記　昼間でも時折肌寒さを覚える「梅雨」。体調管理が大切な季節を迎えました。今月号では、この時期に行うべき記帳や税務手続等を中心に、